

この給付金は石川県や能登町にご協力いただき、「公益財団法人あすのば」が実施します。お問い合わせなどはあすのばにご連絡ください（能登町役場ではお答えできません）。お申し込みもあすのばで受け付けます。

能登半島地震発生時に奥能登6市町に住んでいたお子さんに、「みんなのことを応援している人たちが『ここにいるよ。』」という気持ちをそえて、少しでも安心して日々を過ごすことができるよう、給付金をお届けします。



## 申し込みの対象となる人・給付金額について

「①対象地域」「②対象年齢」「③申込要件」の3つすべてにあてはまるお子さんがお申し込みいただけます（「③申込要件」は裏面をご確認ください）。

申し込みの対象となる人全員に、お子さんひとりにつき3万円を給付します。1回限りの給付です。返済不要で、使い道の指定も特にありません。

### ①対象地域

能登半島地震の発生時、以下の自治体に住民登録があった、または居住実態があった人

- ・穴水町
- ・志賀町
- ・珠洲市
- ・七尾市
- ・能登町
- ・輪島市

### ②対象年齢

- A) 申込日時点で、0歳から高校3年生の年代（2006年4月2日以降生まれ）の人
- B) 申込日時点で高校に在学している、満25歳以下の人

年齢の考え方について、詳しくはあすのばホームページ内の概要をご確認ください。

### 【公益財団法人あすのばについて】

2015年6月19日に一般財団法人として設立し、2016年には内閣府から認定を受けた公益財団法人となりました。個人・企業からの寄付金を基に活動しています。今年6月に設立9年となりました。

卒業・入学を迎える全国の子どもたちへの「入学・新生活応援給付金」や、コロナ禍の高校生への緊急支援などでこれまでに延べ2万4886人・9億7599万円の給付金を子どもたちにお届けしました。

そのほかにも、小中学生を対象とした春休みのキャンプ、高校生・大学生世代を対象とした夏の合宿を開催したり、経済的に厳しい状況にある子ども・若者やその保護者を対象としたアンケート調査や、政策提言を行っています。

電話がつながりにくい場合があります。

給付金に関するお問い合わせはメール、またはホームページ内「問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

### 【お問い合わせ・連絡先】

所在地：東京都港区赤坂2-18-1 赤坂ヒルサイドビル5階  
 mail:kyufu@usnova.org  
 TEL：03-6277-8199（平日10時～18時）  
 web：https://www.usnova.org/

# あすのば 能登こども応援給付金 申込要項

## ③ 申込要件

おもて面の「①対象地域」、  
「②対象年齢」と合わせて、  
右のア～エのいずれかに  
あてはまっていることが  
必要です

以下ア～エのうち、いずれかに当てはまる人

ア) 現在、児童扶養手当を受けているか、ひとり親家庭等  
医療費助成を受けている世帯の子ども  
(所得制限で一部支給となっている世帯も対象となります)

イ) 現在、住民税の所得割が非課税世帯の子ども  
(両親のいる世帯の場合は、父母それぞれの住民税が  
非課税であることが必要です)

ウ) 現在、生活保護を受けている世帯の子ども

※この給付金は収入認定にはなりません、申し込み前に必ずケ  
ースワーカーさんにご相談ください。

エ) 離婚調停中である、または DV で避難中であるなど、実質的  
にひとり親世帯と同様の状況であり、保護者の住民税所得割  
が非課税世帯の子ども

対象地域・対象年齢・申込要件すべてにあてはまるお子さん全員  
に給付します。

申込フォームの内容を確認し、要件にあてはまっていないことが  
わかった場合は給付することができません。

右の QR コード、または以下の URL から

あすのばのホームページにアクセスしてください。

<https://www.usnova.org/notokyufukin>

詳しい申込要項、必要書類のご案内のほか、

申し込み後の流れやよくあるお問い合わせなども Q&A としてま  
とめております。申し込み前にご確認ください。

申し込みは原則オンラインでの受付となります。ホームページ  
内「申込フォーム」からお申し込みください。

なお、郵送での申し込み希望の方は事務局までお電話ください。  
(8月1日より開設します。7月31日までは申し込みができません  
のでご注意ください)



申込要項・  
提出書類の詳細・  
申込方法

## 申込期間

2024年8月1日(木)～10月31日(木)

個人情報の  
取り扱いについて

申込時に取得した個人情報は、申込者や保護者の承諾なく第三者に提供す  
ることはありません。なお、情報を活動報告や統計的分析、行政の支援制  
度拡充に向けた政策提言などに使用することがありますが、個人が特定さ  
れる形で公表することは一切ありません。